

## 綾瀬市交通安全推進団体補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、交通安全対策の推進を図る団体に対し、補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 補助金は、地域住民の交通安全思想の普及及び高揚を図るとともに効果的な交通安全対策を推進し、交通事故が減少されることを目的とする。

### (補助対象及び補助額)

第3条 補助対象団体は、綾瀬市交通安全対策協議会、綾瀬市交通指導員連絡協議会、綾瀬市交通安全母の会及び大和綾瀬交通安全協会とする。

2 対象事業は、次のとおりとする。

- ア 交通安全運動に関する施策の推進を図るための事業
- イ 交通安全教育に関する施策の推進を図るための事業
- ウ 交通事故防止に関する施策の推進を図るための事業
- エ その他、市長が特に認めた事業

3 補助額は、市長が予算で定める範囲内とする。

### (申請書の提出期日)

第4条 規則第4条第1項の規定による補助金等交付申請書の提出期日は、6月末日までとする。

### (変更等の承認)

第5条 規則第6条第1号又は第2号の承認を受けようとする場合は、交通安全推進団体補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第1号様式）に変更の内容及び理由又は中止若しくは廃止の理由を記載し、市長に提出するものとする。

### (決定の通知)

第6条 規則第7条に規定する交付決定の通知は、交通安全推進団体補助金交付（変更・中止・廃止）決定通知書（第2号様式）により行うものとする。

### (補助金の交付)

第7条 補助金の交付方法は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 綾瀬市交通安全対策協議会へは、おおむね3分割して交付する。

(2) 綾瀬市交通指導員連絡協議会、綾瀬市交通安全母の会及び大和綾瀬交通安全協会へは、一括して交付する。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条第1項に規定する市長の定める期日は、交付決定を受理した日から起算して15日以内とする。

(実績報告)

第9条 規則第12条第1項の規定による補助事業等実績報告書の提出期日は、当該補助金の交付を受けた年度終了後の5月20日までとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

交通安全推進団体補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

綾 瀬 市 長 殿

申請者 所 在 地

名 称

代表者氏名

印

年 月 日付けで交付決定を受けた 年度綾瀬市交通安全推進  
団体補助金に係る補助事業を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、承認を受  
けたく関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容

2 変更（中止・廃止）の理由

3 添付書類

第2号様式（第6条関係）

交通安全推進団体補助金交付（変更・中止・廃止）決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

年 月 日付けで申請のありました 年度綾瀬市交通安全推進団体補助金の交付については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第5条（第9条・第13条）の規定により、次のとおり決定しました。

1 補助金額 円

2 補助条件